

○年少射撃資格の認定の取消し

(第 11 条の 3 第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 5 月 9 日

平成 29 年 3 月 22 日 令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 11 条の 3 第 1 項
処分の概要	年少射撃資格の認定の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号から第 6 号まで・第 12 号・第 13 号・第 15 号から第 18 号まで(許可の基準)、第 5 条の 2 第 2 項第 2 号・第 3 号(猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)、第 9 条の 13(年少射撃資格の認定)、第 11 条の 3 第 1 項
処分基準	<p>法定の取消事由のうち、</p> <p>1 法第 5 条第 1 項第 17 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。</p> <p>注 2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 8 号)に掲げるものをいう。</p> <p>2 法第 5 条第 1 項第 18 号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。</p>
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室